

議案第195号

訴訟の提起について（住之江区役所、総務局及び福祉局関係）

次のとおり面談強要行為等差止等請求訴訟を提起する。

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 住之江区在住者 2 大阪地方裁判所 面談強要行為等差止等請求事件	被告は、本市に対して、架電等を頻繁に行い、対応した本市職員に罵声や暴言を浴びせる等の威圧的な言動を行うとともに、住之江区役所、総務局及び福祉局の業務や対応等に関し、執拗に苦情を申し入れ、質問を行いその回答を強要する等して、本市の平穏な業務遂行を妨害するため、被告に対し、本市及び本市職員に対して電話等による対応若しくは面談等を強要し、大声を出し、罵声を浴びせ、又は脅迫することの差止めを求めるとともに、本市職員が被告による妨害行為の対応等に要した時間に係る本市職員の給与相当額金688,822円の損害金の支払を求めるものである。

令和3年11月26日提出

大阪市長 松井一郎

説明

面談強要行為等差止等請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。